

陽風園役員等報酬規程

(目的)

第1条 定款第9条第3項及び第15条第10項の規定に基づき、陽風園役員等の報酬を次のとおり定める。

(報酬)

第2条 定款第5条に定める役員、定款第15条に定める評議員及び陽風園の事業運営のため地域代表者等として委嘱する各種委員等に対し、その勤務実態に応じて必要な報酬等を支給することができる。

2 前項の報酬等は、別表1「役員等報酬表」に定める額とする。

(その他)

第3条 前条第2項の「役員等報酬表」に記載されていない報酬等の支給が必要と判断された場合は、理事長が専決し、これを理事会に報告する。

2 前条第2項の「役員等報酬表」の月毎に支給する報酬を計算する場合、その計算方法は、給与規程に準拠する。

付 則

この規程は、平成9年4月1日から適用する。

付 則（平成9年12月4日一部改正）

この規程は、平成10年4月1日から適用する。

付 則（平成14年3月25日一部改正）

この規程は、平成14年4月1日から適用する。

付 則（平成15年3月26日一部改正）

この規程は、平成15年3月1日から適用する。

付 則（平成18年9月26日一部改正）

この規程は、平成18年10月1日から適用する。

付 則（平成22年3月24日一部改正）

この規程は、平成22年4月1日から適用する。

付 則（平成25年3月25日一部改正）

1 この規定は、平成25年4月1日から適用する。

2 理事長の報酬は、当分の間、その支給額から1割を減じた額を支給する。

別表1 役員等報酬表

| 区分 | 月毎に支給する報酬 | 会議等に出席した場合の報酬 |
|-------|--|-------------------|
| 役員 | 理事長 週1日勤務の場合は200,000円、 週2日勤務の場合は250,000円、 週3日勤務の場合は300,000円、 週4日勤務の場合は350,000円、 週5日勤務の場合は400,000円とする。 ただし、給与規程に準じた期末勤勉手当を支給することができる。 | 支給しない。 |
| | 理事 支給しない。 | 交通費及び日当として15,000円 |
| | 監事 支給しない。 | 交通費及び日当として15,000円 |
| 評議員 | 支給しない。 | 交通費及び日当として15,000円 |
| 各種委員等 | 支給しない。 | 交通費及び日当として5,000円 |